

令和5年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年8月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画について（旧同法18条）
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の終了について

<出席委員>（9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康熙 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |
| 10番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員>（1名）

- 1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 2 時 0 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 す。 ただ今から、令和 5 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺議長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 5 回総会にご出席いただき、ありがとうございます。 稲刈りが間もなく始まる状況になっておりまして、台風が来なければ良いなと思っております。 7 月 1 2 日にラジコンの草刈り機の講習会があり、森委員と参加しました。私が思っている以上にきれいに刈取りが出来ていましたが、金額が高いです。 補助金等もあるようですが、地域計画が要件となっているようなので、策定作業を進めなければいけないと思いました。 7 月 2 3 日に第 3 回房総農業会議に参加しました。市長、町長も参加されておりました。その中で、議題になったのが無農薬農業でした。いすみ市では、2013 年に取り組み始めたが、知識がなく収穫がほとんどない状況で、経験者を探し、栃木の方から技術指導をもらいながら、2017 年には約 4 トンの収穫が出来るようになり、学校給食で使ってもらえるようになった。そのことでマスコミに取り上げられ、現在は各地から問い合わせがあるが、これ以上は出来ない状況とのことでした。 他の農園の方からは、脱サラし最初の 10 年は大変で、良くなったのは最近で 10kg の米を 11,000 円で販売しているが、生産が追い付かない状況なので、お米も続けて耕作面積を広げていくが、野菜も手掛けていきたいとのことでした。 これからの農業についての目安になるのではないかと話を聞いてきました。 大規模農家の方からは、田んぼ 150ha を 13 人でやっており、1 万俵を生産しているが、燃料、肥料代の高騰により厳しい状況との話があり、国会議員もいたので、なんとか米の値段を上げてもらうようお願いもしておりました。 本日は、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p>

	<p>5 番の鈴木委員、6 番の井口委員にお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1 頁をお開きください。今回は申請案件が 3 件提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後に 1 件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 18。所在：田代地先 2 筆。地目：畑。地積：2,710 m²。譲渡人：町内の方。譲受人：市原市の方。事由：譲渡人/遠方移転の為譲り渡す。譲受人/農業ができる永住地を探していたため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号 19。所在：上原地先 3 筆。地目：畑。地積：166 m²。譲渡人：東京都の方。譲受人：埼玉県の方。事由：譲渡人/高齢で現在は東京に居住しており中古住宅と一緒に利用してもらいたいため。譲受人/購入した中古住宅敷地内に本件農地があり、家庭菜園として利用したい。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号 20。所在：船子地先。地目：畑。地積：826 m²。譲渡人：町内の方。譲受人：茂原市の方。事由：譲渡人/相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転。</p> <p>なお、譲受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりで、3 件とも新規就農の案件となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。今回は申請案件が 3 件提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後に 1 件ずつ審議をお願いします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第 1 号、番号 18 については、森委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>森委員 (4 番)</p>	<p>番号 18 について、7 月 26 日午後に譲渡人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 宅地の裏に農地があります。現状は草が生えておりますが、畑及び果樹等を栽培するとのことでした。</p> <p>問題はないと思います。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
	<p>譲受人は何歳ぐらい方ですか。</p>
<p>森 委 員 (4 番)</p>	<p>50歳くらいの方です。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>譲受人はこちらに住む予定ですか。</p>
<p>森 委 員 (4 番)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号18について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号18につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号19については、井口委員現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。</p>
<p>井 口 委 員 (6 番)</p>	<p>番号19について、7月26日に代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、周りは住宅、山林に囲まれた小規模な農地となっております。不耕作地ですが保全管理されておりました。</p> <p>私の意見は、大多喜町に移住し家庭菜園を楽しみたいとのことなので問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

小高委員 (7番)	譲受人は、何歳の方ですか。
事務局 (寺井)	62歳と29歳です。
小高委員 (7番)	畑としてすぐに使える状況ですか。
井口委員 (6番)	使える状況です。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号19について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号19につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号20については、井口委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。
井口委員 (6番)	番号20について、7月26日9時30分から、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、栗の木が生えており、不耕作地ですが管理されておりました。 私の意見としては、林地に宅地を購入し田舎暮らしで家庭菜園を楽しむとのことで、面瀬は多少広いですが、栗の木を主体とした果樹栽培をするとのことでしたので、町の人口増加に寄与すると思います。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7番)	譲受人は、何歳の方ですか。

事務局 (寺井)	53歳の方です。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号20について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号20につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	2頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第3条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について」次のとおり、農地法第3条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請があったので、その可否について意見を求めると共に付帯決議の承認を求める。 番号5-1 所在：横山地先。地目：田。地積：2,731 m ² 。譲渡人：町内の方。申請人：町内の法人。事由：譲受人/露地花木栽培を行うため。 議案第2号に係る付帯決議 本農地買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受申出人または、次順位買受申出人となり当該許可の申請書を提出した場合において大多喜町農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとする。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第2号番号5-1については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
矢代委員 (8番)	議案第2号番号5-1について、7月26日午前中に申請人、推進委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、不耕作地で柔らかい草が生えており、草刈りシトラクターで耕せばすぐに使用できる状況です。申請者はバラ園を造成中でそこで使う苗木を育てて、バラ園に移植したいとのことでした。 申請地は申請者の自宅の後ろにあり、近くなので購入したいとのことでした。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。 参考に申し上げますが、この証明は国、県、市町村が公売する時に、参加するための証明書です。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-1について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-1につきましては農地買受適格証明書の交付することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>3頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」 次のとおり農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号4-1。所在：田町地先3筆。地目：田。地積1,847㎡。申請人：町内の方。転用事由：以前は田んぼだったため、水はけ(排水)がうまく行えず畑として使うのは困難なため山砂を入れ造成し、より良い畑に改良したい。盛土は60cm程にし、改良後は野菜の作付けをしたい。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第3号、番号4-1については、小高委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p> <p>議案第3号 番号4-1について、7月26日午前中に申請人、推進委員、事務局と現地調査を行ってききましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、田んぼでサトウキビ、里芋を栽培しております。2年ほど前から畑として利用しているが、重粘土のため畑に適していないため、500㎡ほど町外の山砂で60cmほど土盛をして使用してみ</p>

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>たいとのことです。 隣接している農地は、申請者所有のため近隣の農地への影響はないと思われま す。 用排水は既存の設備があるので問題ないです。 申請者は情熱をもって農作業に取り組んでおります。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>佐川委員 (2番)</p>	<p>一時転用期間は最長3年間となっておりますが、決まりがあれば説明をお願いし ます。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>一時転用の最長期間が3年間となっております。 このため、申請者は工期等を考慮し最長の3年間で記入したと思われ ます。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-2について許可することと してご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-2につきましては許可することで決定いたしま す。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積 計画について」農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集 積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められた ので、その可否について意見を求める。 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年8月9日</p> <p>番号5-17から20まで4件の申請がありました。</p>

	<p>すべて更新の案件です。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。</p>
	<p>続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>5頁をご覧ください。</p>
	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 番号5-3、5-4の2件です。所在：下大多喜地先2筆。地目：田。地積：2,266㎡。渡人：町内の方。受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。権利内容：賃貸借権。借賃は10a当たり米60kgと51kgです。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>

<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号について原案どおり決定することとします。</p> <p>議案第5号については以上です。</p> <p>議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。</p> <p>資料のとおり3件の届出を受理しました。</p> <p>あっせんの希望はありませんでした。</p> <p>報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p> <p>申請番号5-7 所在：横山地先2筆。地目：田。地積：1,964㎡。</p> <p>所有者及び申請人：町内の方。調査・報告地目：令和5年7月10日現地調査、現況は、耕作されておらず、筆一面にクズ等の草が茂っていた。通常農家が保有するトラクター等の農業機械を使用すれば再び農地として耕作する事が可能であると判断したため、農地回答とした。</p> <p>報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）次のとおり、報告する。</p> <p>所在：田丁地先。地目：田。地積：5,209㎡。解約事由：期間満了</p> <p>報告事項は以上となります。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。</p> <p>事務局何かございますか</p>
<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午後3時15分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月7日

議長 渡辺忠洋

署名委員 井口峰幸

署名委員 鈴木孝一